

設立①—4
役員就任承諾書
兼誓約書 参考例

特定非営利活動法人〇〇〇〇御中

選任された日以降
の就任承諾の日

令和〇〇年〇〇月〇〇日

就任承諾及び誓約書

申請書に添付する住所又は居所を証する書面（住民票等）に記載された住所、氏名を正確に記載します。

住所又は居所 〇〇市〇〇〇町 1 丁目 2 番地 3
氏 名 〇〇 〇〇

就任する役職名（理事又は監事）を記載

私は、特定非営利活動法人〇〇〇〇の理事に就任することを承諾するとともに、特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約します。

| 特定非営利活動促進法第 20 条の要件 | |
|---|---|
| 一 | 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 |
| 二 | 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 |
| 三 | 以下の理由で罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 ・ 特定非営利活動促進法の規定に違反した場合 ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反した場合 ・ 刑法第 204 条（傷害）、第 206 条（現場助勢）、第 208 条（暴行）、第 208 条の 2（凶器準備集合及び結集）、第 222 条（脅迫）、第 247 条（背任）の罪を犯した場合 暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯した場合 |
| 四 | 暴力団の構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者 |
| 五 | 設立の認証を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の認証を取り消された日から二年を経過しない者 |
| 六 | 心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として内閣府令で定めるもの |
| 特定非営利活動促進法第 21 条の要件 | |
| 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が一人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。 | |

理事・監事が 5 人以下の場合、配偶者もしくは 3 親等以内の親族となる者が役員に含まれてはなりません。6 人以上の場合には、当該親族をそれぞれの役員について 1 人まで含むことができます。